

# 求人広告販売代理店契約書

\_\_\_\_\_  
社(以下「甲」という)と物流企画サポート株式会社(以下「乙」という)は、乙が運営する求人媒体「ブルル」への広告販売に関して、下記の通り、契約を締結する。

## 第1条 (販売・紹介業務)

- 1) 甲は乙の代理店として、乙が運営する媒体へ出稿する広告主を開拓し、契約もしくは乙への紹介を行う。
- 2) 乙は甲に対し、識別するための「代理店コード」を付与する。甲は顧客に対し、「代理店コード」を掲載申し込みフォーム上で必ず入力するよう通知しなければならない。入力となされなかった場合は、販売手数料発生の効果性を失うものとする。

## 第2条 (手数料)

甲が乙の広告枠を販売・斡旋・紹介することの対価(以下「手数料」という)は、下記の通り取り決める。

- 1) 甲が、広告原稿の手配から請求・回収業務も含めた一切の代理店業務を行う場合、広告主の広告料金及びその他付加サービスによる売上げ(以下「発注料金」という)の30%を手数料とする。
- 2) 甲が開拓した広告主に対して乙の媒体を紹介・推薦し、乙と広告主が直接契約を結ぶに至った場合は、発注料金の10%を乙は甲に支払う。なお、甲は、推薦・紹介した広告主名を斡旋した翌日までに遅滞なく乙に報告する義務を負う。
- 3) 甲が広告代理店に対して乙の媒体を紹介・推薦し、乙と広告代理店が直接契約を結ぶに至った場合は、以後発生する発注料金の5%を乙は甲に支払う。なお、甲は、推薦・紹介した広告代理店名を斡旋した翌日までに遅滞なく乙に報告する義務を負う。

## 第3条 (請求方法)

- 1) 第2条1項の場合、乙は、発注料金からあらかじめ定めた手数料額を差し引いた金額に消費税相当額を加算した金額を記載した請求書を遅滞なく甲に提出する。
- 2) 第2条2項の場合、契約が決まった段階で乙は甲に発注料金を報告し、甲はその10%の金額に消費税相当額を加算した金額を記載した請求書を遅滞なく乙に提出する。

3) 甲の報告より前に、乙と広告主が接触していた場合は、出稿に至った場合でも手数料は発生しない。

#### 第4条 (支払方法)

甲・乙ともに、締め日の翌月末日までに、請求書に記載された金額を双方が指定する口座に振り込むものとする。

#### 第5条

甲・乙ともに、権利金、保証金、加盟金、その他開業に必要な資金（設備・機械、材料費、仕入れ代金、広告宣伝費、研修費等）は一切発生しない。

#### 第6条 (契約の解除)

本契約は、甲乙双方ともに1か月の猶予期間を設けて解除することができる。但し、善良なる管理者の注意義務に違背し、甲が不正な行為を行いたる時、または乙の信用を著しく損ねる行為がありたる時は、乙は催告なく、直ちに甲との契約を解除できる。

#### 第7条 (規定外事項についての協議)

本契約に定めのない事項については、公序良俗にのっとり、甲乙協議のうえ、定めるものとする。または、乙の本店所在地を管轄する裁判所(東京地方裁判所)を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。本契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙各自が記名捺印の上、各1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

乙

印

甲

印